

香川県消費者教育推進計画（現計画）での取組状況

【1】消費者の自立を支援するため、県民の誰もが、生涯を通じ、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供します。

(1) 教育機関における消費者教育

ア 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

学校では、児童・生徒の「生きる力」を育むことを目指し、学習指導要領に基づいて、児童・生徒の発達段階に合わせて、小学校(家庭科、社会科及び道徳科)、中学校(技術・家庭科(家庭分野)、社会科(公民的分野)及び道徳科)、高等学校(公民科(公共)及び家庭科)等において、児童・生徒が自立した消費者として成長するための基盤を培う消費者教育を実施します。

県では、専門家や教育委員会等の意見を伺いながら、こうした消費者教育に使用する教材を作成し、成年年齢の引き下げや社会のデジタル化など児童・生徒を取り巻く環境の変化を踏まえ、内容の充実を図るとともに、学校からの依頼に応じて、啓発リーフレットの配布や教材用DVDの貸出等を行うほか、特別支援学校や卒業後社会人として生活する生徒が多い高等学校には、県消費生活センターから消費生活相談員等を講師として派遣するなどの取組みを行います。

取組項目		取組内容
学習指導要領に基づく指導	内容	授業を通じて自立した消費者の育成を図ります。
	実績	<p>【義務教育課】 児童生徒の学校段階に応じて社会科や家庭科を中心に契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、SDGsを意識した消費生活などの学習を行っている。</p> <p>【高校教育課】 公民科や家庭科の授業を中心に契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、SDGsを意識した消費生活などの学習をおこなっている。</p> <p>【特別支援教育課】 生活に必要な物の選択や扱いについて理解し、実践できるように身近な消費生活について学習している。</p>
授業用教材の貸出	内容	授業用教材として啓発リーフレット及び教材用DVDの貸出等を行います。
	実績	<p>【消費生活センター】 R5：啓発リーフレット 1種 3,500部作成し配布 DVD 貸出 7件 13本、パネル貸出 2件 6枚</p>

各学校におけるホームルーム活動	内容	外部講師を派遣依頼するなどして、生徒指導部及び特別活動部を中心とした、携帯電話、スマートフォン、SNS等に関する指導を実施します。
	実績	【高校教育課】 高校にて、関係機関と連携した携帯電話の安全教室を実施し、SNS や課金トラブルなどに関する指導を行っている。
小学校・中学校・高等学校における消費者教育	内容	小学校家庭科でプリペイドカードの扱いについて学習するとともに、中学校技術・家庭科や高等学校家庭科では、クレジットカードによる三者間契約の利点や問題点、インターネットの普及やキャッシュレス化の進行によって生じる消費者トラブルの防止について学習します。
	実績	【義務教育課】 小学校家庭科、中学校技術・家庭科を中心に、消費者として大切な知識や考え方を学ぶとともに、長期休業の前などには、金銭の大切さや計画的な使い方について適宜指導している。 【高校教育課】 公民科や家庭科の授業を中心に契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、SDGs を意識した消費生活などの学習をおこなっている。また、教員の消費者教育に関する指導力向上を図るため、研修会の周知を行った。
特別支援学校における消費者教育	内容	家庭科などにおいて、電子マネーやプリペイドカードでの支払い方やインターネットを介した通信販売の利点と問題点など、児童生徒の発達段階に合わせて、必要となる消費生活について学習します。
	実績	【特別支援教育課】 各校の児童生徒の実態に応じて、具体的な事例のスライドや対処法のロールプレイなどを活用しながら学習を進めている。

若者向け消費生活講座	内容	高校、特別支援学校等の要請に応じ、若者を狙った悪質商法やインターネットトラブルなどの消費生活問題等についての講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 小・中・高・大学生を対象に講座を実施 R5：1回開催（参加者46人） （今後2回開催予定） 【高校教育課】 県立高校で、学年団集会や授業などで外部講師による講座（年金・税金・金融リテラシー等に関する講座を含む）を実施している。 【特別支援教育課】 各校でスマホ携帯安全教室や消費生活センターの方を講師に招いた講座を計画的に実施している。
香川県金融広報委員会による講師派遣	内容	金融広報アドバイザーを講師として「巣立ち教育」、「消費者教育講座」を実施します。
	実績	【高校教育課】 消費者教育の充実を図るため、各校へ講座の周知を行っている。 【消費生活センター】 R5：18回開催（441人） （今後4回開催予定）
講師派遣「出前講座」	内容	学校等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者462人） （今後2回開催予定）

イ 大学・専門学校等

消費生活に関する経験や知識の乏しい若年層への消費生活に関する知識の普及啓発や、自立した消費者としての意識の向上を図るため、県消費生活センターから消費生活相談員等を大学・専門学校等へ派遣し、学生を対象に「若者向け消費生活講座」を開催します。

また、社会的な経験の乏しさに加え、成年年齢引き下げの影響もあり、大学生は様々な消費者被害やトラブルに巻き込まれる可能性があることから、学生を取り巻く消費者被害やトラブルの防ぎ方、解決方法などを学ぶ「消費者啓発リレー講座」を、大学の正規の授業として開催します。

さらに、大学等と連携を図りながら、「生涯にわたり責任を持った行動をとることができる消費者」、「卒業後、就職した時に、社会的責任や倫理を意識し、消費者の立場に立った行動がとれる生産者・サービス提供者」を育成するという観点を持った授業が行われるよう取り組みます。

取組項目		取組内容
若者向け消費生活講座	内容	大学・専門学校等の要請に応じ、若者を狙った悪質商法やインターネットトラブルなどの消費生活問題等についての講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 小・中・高・大学生を対象に講座を実施 R5：1回開催（参加者46人） （今後2回開催予定）
消費者啓発リーフレット講座	内容	大学と連携して、大学の正規の授業と位置付けて、学生が消費者被害やトラブルの防ぎ方、解決方法を学習するほか、消費者市民社会を意識した人材の育成につなげるため、実務経験豊かな講師陣による消費者啓発リーフレット講座を実施します。
	実績	【くらし安全安心課】 香川大学で10コマ、香川短期大学で2コマ実施中（R5年11月～）。
【再掲】講師派遣「出前講座」	内容	大学・専門学校等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者462人） （今後2回開催予定）
【再掲】授業用教材の貸出	内容	授業用教材として啓発リーフレット及び教材用DVDの貸出等を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：啓発リーフレット1種3,500部作成し配布 DVD貸出7件13本、パネル貸出2件6枚

（2）地域社会における消費者教育

ア 地域の社会福祉に関わる主体等に対する消費者教育

誰もが地域で安心して生活できるよう、生活の支障となる課題を地域全体で解決するため、福祉活動として、多くの社会福祉に関わる主体が様々な研修や学習活動を行っています。地域で孤立しがちな高齢者や障害者等が、消費者被害だけでなく、製品事故や財産被害などにあわないよう消費者教育を進めることは、こうした地域の社会福祉活動の一つと考えられます。

また、判断力が低下するなど支援が必要な高齢者等の生活や健康状態を見守る社会福祉活動を地域で行っている者（民生委員、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士等）や地域の消費者教育を担う消費者団体等が、消費者教育を受け、消費者被害防止の知識もあわせ持って見守りを行うことで、高齢者等がより安心して生活を送ることができる地域を築くことができます。

このため、県では、社会福祉に係る様々な主体等が実施する研修や学習等に、県消費生活センターから消費生活相談員等を講師として派遣し、参

加者自身の消費者被害の防止とともに、自らの力では消費者被害を防ぐことのできない高齢者等を見守る活動等に生かせるような消費者教育を推進します。

取組項目		取組内容
生活設計情報教室「くらしのセミナー」 生活設計情報教室「お年寄りのための消費者教室」	内容	市町等の協力を得て、消費者グループ、高齢者団体等を対象に、悪質商法等の消費者問題や健康・福祉等、日常生活に密着したテーマ等について、実務経験豊かな講師陣による講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 R5：65回開催（参加者 1,656人） （今後15回開催予定）
【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	市町や消費者グループや女性団体、高齢者団体等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者 462人） （今後2回開催予定）

イ 社会教育施設等における消費者教育

消費者教育推進法では、公民館等の社会教育施設等で県消費生活センター等の収集した情報の活用による事例を通じた消費者教育を行うために必要な措置を講ずることが義務付けられています。

このため、県では、公民館やコミュニティーセンター等を設置運営する市町と連携して、一般消費者や消費者グループなどを対象に、商品やサービスについての知識や判断能力などを身に付けるとともに、消費者被害の未然防止等を図るための、日常生活に密着したテーマを中心とした生活設計情報教室「くらしのセミナー」や、日ごろ、消費生活に関する情報が不足し、消費者被害が後を絶たない高齢者を対象とした生活設計情報教室「お年寄りのための消費者教室」を開催します。

また、公民館等の社会教育施設等は、地域が抱える様々な課題に対応するための学習機会の提供や学習拠点としての役割を果たしており、高齢化や単独世帯化が進展する中で、社会教育施設等で市町が実施する高齢者等の消費者被害等を防ぐための様々な事業を通じて、新たな地域社会のつながりや活性化に結び付く活動が生まれることも考えられることから、社会教育施設等で開催される地域の研修会、講習会等に対して、積極的に、県消費生活センターから消費生活相談員等を講師として派遣するなどの取組みを行います。

取組項目		取組内容
【再掲】 生活設計情報 教室「くらし のセミナー」 生活設計情報 教室「お年寄 りのための消 費者教室」	内容	市町等の協力を得て、消費者グループ、高齢者団体等を対象に、悪質商法等の消費者問題や健康・福祉等、日常生活に密着したテーマ等について、実務経験豊かな講師陣による講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 R5：65 回開催（参加者 1,656 人） （今後 15 回開催予定）
公民館関係者 等への情報提 供	内容	公民館関係者等が集まる研修会や市町社会教育主事・担当者会等で消費者被害に関する情報提供、啓発を行います。
	実績	【生涯学習・文化財課】 第 2 回公民館主事部会において、情報提供、啓発を行う予定
【再掲】 講師派遣「出 前講座」	内容	市町や消費者グループ、女性団体、高齢者団体等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12 回開催（参加者 462 人） （今後 2 回開催予定）

ウ 職域における消費者教育

職域においては、事業者等が研修や講習会等を企画し、従業者に受講させるなどして、消費者として被害にあわないための知識や意識を修得させるだけでなく、消費者の意見や要望を捉えて事業活動に反映させる手法を身に付けさせる必要があります。

このため、県では、事業者等が職域における消費者教育を主体的に担うよう働き掛けるとともに、県消費生活センターから消費生活相談員等を講師として派遣するなど、事業者等による消費者教育の実施を積極的に支援します。

取組項目		取組内容
【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	事業者等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者 462人） （今後2回開催予定）

エ 家庭における消費者教育

各家庭において、子供たちが、金銭教育や情報通信機器の適正な使い方など、消費生活に関する基本的な知識や正しい理解を、早い時期から身に付けることができるよう、教育委員会や学校などと連携し、地域や学校でのPTA等の研修会や学習会等に、県消費生活センターから消費生活相談員等を講師として派遣するなど、家庭での消費者教育の推進に取り組みます。

また、高齢者に対する詐欺的な勧誘等による消費者被害を防止するためには、離れて暮らす子や孫世代からの声かけ等も含め、家族間での日頃の注意喚起が重要であることから、関係団体と連携し、各家庭への情報提供や啓発に取り組みます。

取組項目		取組内容
エシカル消費 （倫理的消費）の情報提供及び啓発	内容	エシカル消費への関心を高めるため、各世代を対象に、消費生活に関する講座や講義、各種研修など、あらゆる機会を通じて積極的に情報提供や啓発を実施します。
	実績	【消費生活センター】 一般県民を対象にセミナーを開催。 R5：くらしのセミナーによる啓発10回開催（参加者 204人） （今後3回開催予定） 【義務教育課】 児童生徒の学校段階に応じて社会科や家庭科を中心に契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、SDGsを意識した消費生活などの学習を行っている。 【高校教育課】 公民科や家庭科の授業を中心に環境等に配慮した消費行動の学習を行っている。また、各校に関連する講座や講義、各種研修などの情報提供や、エシカル甲子園等の周知を行い、啓発している。 【特別支援教育課】 消費者庁が制作した教育用教材や「エシカル甲子園」などについて各校に周知し、情報提供や啓発を促している。

「暮らしに役立つ金融経済講演会」（香川県金融広報委員会主催）	内容	県民が消費生活に関する知識を身に付けられるよう、各層の関心やライフステージに応じた「暮らしに役立つ金融経済講演会」を開催します。
	実績	【くらし安全安心課】 R5：11月実施
生涯学習情報提供システムを活用した講座等の情報発信	内容	生涯学習情報提供システム（かがわ学びプラザ するするドットネット）を活用して、県及び各市町が実施する消費者教育にかかる講座等の情報発信を行います。
	実績	【生涯学習・文化財課】 R5：インターネットを活用した生涯学習情報提供システム（かがわ学びプラザ するするドットネット）を通じて、各市町が実施する消費者教育にかかる講座等の情報発信を行った。
スマートフォン等の適正利用にかかる学習機会の提供	内容	ネット社会における消費者被害から子供たちを守ることも含め、スマートフォン等の適正利用について、保護者のための学習会の開催や啓発教材の充実に努めます。
	実績	【生涯学習・文化財課】 R5：県内の未就学児向け施設、小・中学校、PTA団体等からの依頼に応じて県が養成した「さめきっ子安全安心ネット指導員」を派遣し、インターネットの適正利用等に関する学習会を行っている。令和5年度は、9月末時点で17回開催。 また、小学生の保護者向けに啓発リーフレットの配布やコラムの発行、3歳児の保護者及び中学入学前の児童の保護者へ啓発冊子の配布を行っている。
【再掲】講師派遣「出前講座」等	内容	学校やPTA等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員・県職員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者462人） （今後2回開催予定）
ホームページ等による情報発信	内容	県ホームページやSNS等において、様々な消費生活情報や具体的な相談事例等を随時更新し提供します。
	実績	【くらし安全安心課】 県ホームページにて、消費者セミナーの情報などを提供した。 【消費生活センター】 県消費生活センターのホームページにおいて、様々な消費生活情報を随時更新し提供した。

オ その他

あらゆる年齢層や団体など幅広く消費者教育に対応できるよう、消費生活相談員資格取得者の裾野を広げるため、消費者が被害にあわないための知識や意識を身に付け、多くの消費者被害に関する知識を持った人材を育成する、「消費生活に関する資格取得応援講座」を開催するなどの取組みを行います。

取組項目		取組内容
消費生活に関する資格取得 応援講座	内容	消費者団体と連携して、消費生活相談員等の資格取得を支援するため、消費者被害に関する知識を持った人材を育成する「消費生活に関する資格取得応援講座」を実施します。
	実績	【くらし安全安心課】 事前講座1回（受講生30名対象）、本講座全4回（受講生37名対象）、論文・面接対策講座1回（受講生20名対象）実施

【2】 自立した消費者を育成する役割を担う教職員等に、消費者教育の研修を実施し、情報を提供します。

(1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員

被害にあわない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展に積極的に関与する消費者に児童・生徒を育成するためには、消費者教育を担う教科の教職員だけでなく、すべての教職員が消費者教育を意識し、学校全体で取り組むことが大切です。

このため、県では、教育委員会と消費者行政部局が連携し、教育センター等での教職員研修の機会を捉えて、民法改正による成年年齢の引き下げなども踏まえた消費者教育の研修を実施します。

取組項目		取組内容
教職員研修における消費者教育	内容	教育センター等における教職員研修の機会を捉え、消費者教育の研修を実施します。
	実績	【くらし安全安心課】 在籍期間6年を経過した公立小中高特支教諭を対象に実施した。
【再掲】 若者向け消費生活講座	内容	高校、特別支援学校等の要請に応じ、生徒への消費者教育にあわせて、教職員にも若者を狙った悪質商法やインターネットトラブルなどの消費生活問題等についての講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 小・中・高・大学生を対象に講座を実施 R5：1回開催（参加者46人） （今後2回開催予定） 【高校教育課】 県立高校で、学年団集会や授業などで外部講師による講座（年金・税金・金融リテラシー等に関する講座を含む）を実施している。 【特別支援教育課】 各校でスマホ携帯安全教室や消費生活センターの方を講師に招いた講座を計画的に実施している。

【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	学校等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者 462人） （今後2回開催予定）
【再掲】 エシカル消費（倫理的消費）の情報提供及び啓発	内容	エシカル消費への関心を高めるため、各世代を対象に、消費生活に関する講座や講義、各種研修など、あらゆる機会を通じて積極的に情報提供や啓発を実施します。
	実績	<p>【消費生活センター】 R5：くらしのセミナーによる啓発 10回開催（参加者 204人） （今後3回開催予定）</p> <p>【義務教育課】 児童生徒の学校段階に応じて社会科や家庭科を中心に契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、SDGsを意識した消費生活などの学習を行っている。</p> <p>【高校教育課】 公民科や家庭科の授業を中心に環境等に配慮した消費行動の学習を行っている。また、各校に関連する講座や講義、各種研修などの情報提供や、エシカル甲子園等の周知を行い、啓発している。</p> <p>【特別支援教育課】 消費者庁が制作した教育用教材や「エシカル甲子園」のパンフレットなどを各校に周知し、情報提供や啓発を促している。</p>

（2）大学・専門学校等の教職員

大学・専門学校等では、自立した消費者等としての消費者教育の重要性・必要性が高まる一方で、教職員には消費者教育の研修等を受ける機会が限られています。

このため、県では、学生の生活支援を行う担当部局と連携して、学生の消費者問題についての相談に対応するとともに、教職員の啓発・研修のため、県消費生活センターから消費生活相談員等を講師として派遣するほか、「消費者啓発リレー講座」を開催している大学では、消費者教育の研修として、学生とともに授業に参加するよう促します。

取組項目		取組内容
【再掲】 消費者啓発リレー講座	内容	大学と連携して、大学の正規の授業と位置付けて、学生が消費者被害やトラブルの防ぎ方、解決方法を学習する機会にあわせ、学生の生活支援を行う教職員の消費者教育に関する研修の場として、実務経験豊かな講師陣による消費者啓発リレー講座を実施します。
	実績	【くらし安全安心課】 香川大学で10コマ、香川短期大学で2コマ実施中（R5年11月～）。
【再掲】 若者向け消費生活講座	内容	大学・専門学校等の要請に応じ、学生への消費者教育にあわせて、教職員にも若者を狙った悪質商法やインターネットトラブルなどの消費生活問題等についての講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 小・中・高・大学生を対象に講座を実施 R5：1回開催（参加者46人） （今後2回開催予定）
【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	大学・専門学校等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者462人） （今後2回開催予定）
【再掲】 エシカル消費（倫理的消費）の情報提供及び啓発	内容	エシカル消費への関心を高めるため、各世代を対象に、消費生活に関する講座や講義、各種研修など、あらゆる機会を通じて積極的に情報提供や啓発を実施します。
	実績	【消費生活センター】 R5：くらしのセミナーによる啓発10回開催（参加者204人） （今後3回開催予定）

【3】自らの力で消費者被害を防ぐことが困難な高齢者や障害者などを支援する民生委員や、介護事業所等で働く介護従事者等に、消費者教育の研修を実施し、情報を提供します。

（1）民生委員の研修

地域における高齢者や障害者に対する消費者教育の中核となる民生委員に対して、県が行う民生委員の研修の機会を捉えて、消費者教育を実施するとともに、市町の民生委員の啓発・研修等に、県消費生活センターから消費生活相談員等を講師として派遣するなどの取組みを行います。

取組項目		取組内容
民生委員研修等	内容	地域福祉の担い手である民生委員の研修において、地域住民が被害にあわないよう消費者被害に関する情報提供、啓発を行います。
	実績	【健康福祉総務課】 民生委員・児童委員研修の一部で、消費者被害に関する情報提供、啓発を実施した。 【消費生活センター】 R5年2回97人 (今後1回開催予定)

(2) 事業所で介護等に従事する職員の研修

介護サービス事業所等で高齢者の介護に従事する職員等や、障害者を支える事業所職員等に対して、県が行う集団指導等の機会を捉えて、消費者教育を実施するとともに、職場を離れることが困難な職員に対しても、事業者向け一斉メール配信システムを活用し、消費者被害に関する情報や対応策について、メールマガジンとして発行するなど、情報提供、啓発を行います。

取組項目		取組内容
高齢者の介護に従事する職員等に向けた研修、情報提供等	内容	事業所等で高齢者の介護に従事する職員等の研修において、消費者教育を実施し、高齢者が被害にあわないよう消費者被害に関する情報提供、啓発を行うとともに、高齢者本人やその家族への周知啓発を依頼します。
	実績	【長寿社会対策課】 情報提供 【消費生活センター】 介護従事者を対象に講座を実施した。 R5：情報提供4回
障害者を支える事業者等に向けた研修、情報提供等	内容	障害者を支える事業者の研修において、消費者教育を実施し、障害者が被害にあわないよう消費者被害に関する情報提供、啓発を行うとともに、障害者本人やその家族等への周知啓発を依頼します。 また、各種の当事者団体に対しても、機会を捉えて消費者被害に関する情報提供を行い、障害者自身に対する周知啓発を依頼します。
	実績	【障害福祉課】 メール送付による情報提供（5月、7月、9月、11月） 【消費生活センター】 R5：情報提供4回

メールマガジンの発行	内容	高齢者や障害者の在宅介護事業者に対し、特に注意が必要な悪質商法の手口や対応策について定期的にメール配信します。
	実績	【消費生活センター】 高齢者や障害者の在宅介護事業者に向けてメールマガジンを配信した。 R5：3回配信 (今後2回配信予定)

【4】市町、地域包括支援センター、消費者団体など多様な主体と連携して、消費者教育を推進します。

(1) 市町との連携

市町は住民にとって最も身近な窓口であることから、消費生活相談担当者研修会などの実施により職員の育成を図るとともに、市町の消費生活センターや相談窓口と、消費者行政に関する情報を共有し、協力して、広く周知啓発を行います。

取組項目		取組内容
市町消費者行政担当者等研修会	内容	市町の消費生活相談窓口の充実や消費者被害の防止を図るため、市町消費者行政担当者等を対象に、国・県の施策や消費生活相談状況、悪質商法等に関する情報提供及び普及啓発を行う研修会を開催します。
	実績	【くらし安全安心課・消費生活センター】 市町消費者行政担当者等を対象に実施（11月）。
市町との消費生活に関する情報共有	内容	様々な消費生活に関する事項について、市町との緊密な情報共有を図り、意見交換を行う機会を定期的に設けます。
	実績	【くらし安全安心課・消費生活センター】 主管課長会議1回開催：参加自治体6市9町
【再掲】講師派遣「出前講座」	内容	市町の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者462人） (今後2回開催予定)
【再掲】生活設計情報教室「くらしのセミナー」生活設計情報教室「お年寄りのための消費者教室」	内容	市町等の協力を得て、消費者グループ、高齢者団体等を対象に、悪質商法等の消費者問題や健康・福祉等、日常生活に密着したテーマ等について、実務経験豊かな講師陣による講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 R5：65回開催（参加者1,656人） (今後15回開催予定)

(2) 市町地域包括支援センターとの連携

市町地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口であることから、消費者行政に関する情報を共有し、広く周知啓発を依頼するとともに、市町地域包括支援センターが実施する民生委員や見守りボランティア等の研修等に、県消費生活センターから消費生活相談員等を講師として派遣するなどの取組みを行います。

取組項目		取組内容
【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	市町地域包括支援センター等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者 462人） （今後2回開催予定）
【再掲】 生活設計情報教室「くらしのセミナー」 生活設計情報教室「お年寄りのための消費者教室」	内容	市町地域包括支援センター等の協力を得て、消費者グループ、高齢者団体等を対象に、悪質商法等の消費者問題や健康・福祉等、日常生活に密着したテーマ等について、実務経験豊かな講師陣による講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 R5：65回開催（参加者 1,656人） （今後15回開催予定）

(3) 消費者団体等との連携

消費者団体等は、様々な場で消費者教育を推進する担い手として期待されることから、「消費者市民社会」の形成が効果的に進められるよう、消費者団体等の取組みに関する情報を共有し、消費者団体等が企画・実施する消費者教育や人材育成について、助言や資料提供、講師派遣を行うなど、その活動を支援します。

取組項目		取組内容
【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	消費者団体等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者 462人） （今後2回開催予定）

【再掲】 生活設計情報 教室「くらし のセミナー」 生活設計情報 教室「お年寄 りのための消 費者教室」	内容	市町等の協力を得て、消費者団体等を対象に、悪質商法等の消費者問題や健康・福祉等、日常生活に密着したテーマ等について、実務経験豊かな講師陣による講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 R5：65回開催（参加者 1,656人） （今後 15回開催予定）
【再掲】 消費生活に関 する資格取得 応援講座	内容	消費者団体と連携して、消費者被害に関する知識を持った人材を育成し、また、消費生活相談員等の資格取得を支援するため、「消費生活に関する資格取得応援講座」を実施します。
	実績	【くらし安全安心課】 事前講座1回（受講生 30名対象）、本講座全4回 （受講生 37名対象）、論文・面接対策講座1回（受 講生 20名対象）実施

（４）教育委員会、健康福祉部局、警察との連携

効果的な消費者教育を推進するため、県教育委員会や健康福祉部局の関係各課で構成する「香川県消費者教育連絡会」や、県警察等関係機関で構成する「香川県特殊詐欺撲滅ネットワーク会議」において、定期的に、消費者教育に関する情報共有や意見交換を行います。

取組項目		取組内容
県教育委員会 や健康福祉部 局、県警察と の消費生活に 関する情報共 有	内容	様々な消費生活に関する事項について、「消費者教育連絡会」等の機会を捉えて、緊密な情報共有を図り、意見交換を行う機会を定期的に設けます。
	実績	【くらし安全安心課】 令和6年1月に開催の消費生活審議会を「消費者教育推進協議会」と位置づけ、消費生活に関する情報共有を図る。

（５）専門家・関係機関等との連携

契約トラブルや多重債務・ヤミ金融問題、シニアライフ、金融・保険知識など、専門的な知識を必要とする相談や消費者教育に対応するため、弁護士会や司法書士会など関係団体との連携の強化を図ります。

また、在留外国人の消費者問題については、（公財）香川県国際交流協会などの関係団体と十分に連携を図りながら対応します。

取組項目		取組内容
【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	市町や消費者グループ、女性団体、高齢者団体、事業者等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員や専門的知識を有する者等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者 462人） （今後2回開催予定）
【再掲】 生活設計情報教室「くらしのセミナー」 生活設計情報教室「お年寄りのための消費者教室」	内容	市町等の協力を得て、消費者グループ、高齢者団体等を対象に、悪質商法等の消費者問題や健康・福祉等、日常生活に密着したテーマ等について、実務経験豊かな講師陣による講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 R5：65回開催（参加者 1,656人） （今後15回開催予定）
【再掲】 消費者啓発リレー講座	内容	大学と連携して、大学の正規の授業と位置付けて、学生が消費者被害やトラブルの防ぎ方、解決方法を学習するほか、消費者市民社会を意識した人材の育成につなげるとともに、学生の生活支援を行う教職員の消費者教育に関する研修の場として、実務経験豊かな講師陣による消費者啓発リレー講座を実施します。
	実績	【くらし安全安心課】 香川大学で10コマ、香川短期大学で2コマ実施中（R5年11月～）。
【再掲】 「暮らしに役立つ金融経済講演会」（香川県金融広報委員会主催）	内容	県民が消費生活に関する知識を身に付けられるよう、各層の関心やライフステージに応じた「暮らしに役立つ金融経済講演会」を開催します。
	実績	【くらし安全安心課】 R5年11月実施
関係団体との消費生活に関する情報共有・無料法律相談	内容	様々な消費生活に関する事項について関係団体との意見交換を定期的実施するとともに、消費生活相談のうち特に必要と判断されるものについて専門家による法律相談を実施します。
	実績	【消費生活センター】 困難案件相談：7回実施（今後4回実施予定） 消費生活相談員研修会：3月に1回実施予定 消費生活専門コンサルタント法律勉強会：5回実施（今後4回実施予定）

【5】消費生活センターの拠点化等と、消費生活コーディネーターなど人材の育成を推進します。

(1) 県消費生活センターの拠点化等

消費者教育の実践には地域で活動する多様な主体の連携が重要であるこ

とから、消費生活相談・苦情処理業務を通じて様々な消費生活に関する情報を蓄積するとともに、普及啓発の取組みを通じて構築したネットワークやノウハウを有する県消費生活センターを、消費者教育についての連携を進める拠点として位置付けます。

このため、県消費生活センターでは、デジタル化をはじめとした社会の急激な変化にも対応できるよう、消費生活相談員の知識等のスキルアップを常に図りつつ、体制を充実するなど、より一層の機能強化を図りながら、対象者の年齢層を踏まえた効果的な手法により、適時・的確な情報発信を行うとともに、消費者の自立支援に加え、「消費者市民社会」の実現に参画できる消費者の育成に向けた消費者教育を推進します。

また、若年者が相談しやすい環境整備に向け、国における消費生活相談のデジタル化に向けた動きに合わせて、消費生活相談のデジタル化を進めるとともに、消費者トラブルにあった場合に、すぐに相談できるよう、消費者ホットライン「188（いやや!）」と合わせ、様々な機会や媒体を用いて、広く周知を行います。

取組項目		取組内容
報道機関、市町等の協力による情報提供	内容	報道機関の協力を得て、最新の相談事例の情報やトラブルへの対応方法等についてのアドバイスを県民に提供します。 また、各市町発行の広報誌等に掲載し、県民に周知を図るため、「くらしのワンポイントアドバイス」を市町に提供します。 さらに、報道機関に対し消費者相談の状況を随時、情報提供します。
	実績	【消費生活センター】 R5：相談のまとめ資料提供1回、四国新聞「気をつけよう」の記事を10本提供、市町広報誌「くらしのワンポイントアドバイス」の記事を9本提供
【再掲】ホームページ等による情報発信	内容	県消費生活センターのホームページやSNS等において、様々な消費生活情報や具体的な相談事例等を随時更新し提供します。
	実績	【消費生活センター】 県消費生活センターのホームページにおいて、様々な消費生活情報を随時更新し提供した。
【再掲】授業用教材の貸出	内容	授業用教材として啓発リーフレット及び教材用DVDの貸出等を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：啓発リーフレット1種3,500部作成し配布 DVD貸出7件13本、パネル貸出2件6枚

【再掲】 啓発資料の作成、配布、貸出し、掲示等	内容	啓発用リーフレットを作成し、消費者や関係団体、学校等に配布するとともに、啓発用ビデオ・DVD、展示パネルを関係団体や学校等からの要請に応じて貸し出します。 また、県消費生活センター内、県庁ロビー等で、啓発用展示パネルやリーフレットを掲示・配布し、来庁者への啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 啓発リーフレット等を作成し、市町、学校等に配布するとともに、出前講座等の機会をとらえて、一般県民に向けて広く配布した。 R5:啓発リーフレット等 1 種 3,500 部作成し配布 DVD 貸出 7 件 13 本、パネル貸出 2 件 6 枚
【再掲】 メールマガジンの発行	内容	高齢者や障害者の在宅介護事業者に対し、特に注意が必要な悪質商法の手口や対応策について定期的にメール配信します。
	実績	【消費生活センター】 高齢者や障害者の在宅介護事業者に向けてメールマガジンを配信した。 R5：3 回配信 (今後 2 回配信予定)
【再掲】 生活設計情報教室「くらしのセミナー」 生活設計情報教室「お年寄りのための消費者教室」	内容	市町等の協力を得て、消費者グループ、高齢者団体等を対象に、悪質商法等の消費者問題や健康・福祉等、日常生活に密着したテーマ等について、実務経験豊かな講師陣による講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 R5：65 回開催（参加者 1,656 人） (今後 15 回開催予定)
【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	市町や消費者グループ、女性団体、高齢者団体、事業者等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12 回開催（参加者 462 人） (今後 2 回開催予定)
【再掲】 若者向け消費生活講座	内容	大学、高校、特別支援学校等の要請に応じ、若者を狙った悪質商法やインターネットトラブルなどの消費生活問題等についての講座を実施します。
	実績	【消費生活センター】 小・中・高・大学生を対象に講座を実施 R5：1 回開催（参加者 46 人） (今後 2 回開催予定) 【高校教育課】 県立高校で、学年団集会や授業などで外部講師による講座（年金・税金・金融リテラシー等に関する講座を含む）を実施している。 【特別支援教育課】 各校でスマホ携帯安全教室や消費生活センターの方を講師に招いた講座を計画的に実施している。

【再掲】 公民館関係者 等への情報提 供	内容	公民館関係者等が集まる研修会や市町社会教育主事・担当者会等で消費者被害に関する情報提供、啓発を行います。
	実績	【生涯学習・文化財課】 第2回公民館主事部会において、情報提供、啓発を行う予定
【再掲】 エシカル消費 (倫理的消 費)の情報提 供及び啓発	内容	エシカル消費への関心を高めるため、各世代を対象に、消費生活に関する講座や講義、各種研修など、あらゆる機会を通じて積極的に情報提供や啓発を実施します。
	実績	【消費生活センター】 一般県民を対象にセミナーを開催。 R5：くらしのセミナーによる啓発10回開催(参加者204人) (今後3回開催予定) 【義務教育課】 児童生徒の学校段階に応じて社会科や家庭科を中心に契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、SDGsを意識した消費生活などの学習を行っている。 【高校教育課】 公民科や家庭科の授業を中心に環境等に配慮した消費行動の学習を行っている。また、各校に関連する講座や講義、各種研修などの情報提供や、エシカル甲子園等の周知を行い、啓発している。 【特別支援教育課】 消費者庁が制作した教育用教材や「エシカル甲子園」などについて各校に周知し、情報提供や啓発を促している。

(2) 消費生活コーディネーターなどの人材育成

消費者教育の推進には、消費者教育の「場」とともに、多様な主体の連携を進める「人」の役割も重要であることから、地域において消費者教育を担う様々な人材(行政職員、消費生活相談員、専門家、教育関係者、福祉関係者、消費者団体、事業者等)が有機的に活動できるよう、それらの人材をつなぎ、それぞれのニーズや条件を考慮して適切に結びつくように調整するといった重要な役割を担う、消費生活コーディネーターの育成に取り組むとともに、消費者教育のネットワークの構築や消費者教育を担う様々な人材の育成を図ります。

取組項目	取組内容	
消費生活コーディネーター養成講座	内容	地域の消費者教育を担う関係機関の職員を対象に、消費者教育の推進に向けて、多様な主体の関係者をつなぎ、多様な主体が連携・協働できる体制づくりを担う消費生活コーディネーター養成講座を開催します。
	実績	【消費生活センター】 R5：今後1回開催予定
【再掲】 講師派遣「出前講座」	内容	市町や消費者グループ、女性団体、高齢者団体、事業者等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題等について情報提供、啓発を行います。
	実績	【消費生活センター】 R5：12回開催（参加者462人） （今後2回開催予定）